

2020年4月

中部電力ミライズ株式会社

「電力受給契約書」の契約承継について

平素は、当社事業に格別のご高配賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて当社は、2020年4月1日を効力発生日として、中部電力株式会社（以下「中部電力」といいます。）より、小売電気事業に関して有する権利義務を、会社分割の方法により承継いたしました。

これに伴い、「電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法」に基づき締結しております、「電力受給契約書（モデル契約書を含む）」（以下「電力受給契約書」といいます。）における中部電力の契約上の地位及びこれに付随する権利義務は、電力受給契約書と同一の内容により当社が承継いたしました。

また、同日より、電力受給契約書における検針および計量等その他の送配電に係る事項については、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「中部電力PG」といいます。）が、当社との契約に基づき実施いたしますが、発電者さまにおかれましては、中部電力PGが別に公表しております「託送供給等約款（2020年4月1日実施）」における発電者に関する事項（給電指令（出力抑制）の実施、託送供給等にもなう協力、発電場所の立ち入り等）について、遵守いただくことが必要となりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

託送供給等約款の詳細につきましては、以下のWebサイト（中部電力PGのホームページ）にてご確認ください。

中部電力 PG : HP [「託送供給などのご案内 託送供給等約款など」](#)